

令和 8 年第 3 回定例会

請 願 調 査 一 覧 表

防災環境産業委員会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果
8 年 第 3 号	8. 9. 1	所得税法第 56 条廃止を求める意見書採択に関する請願 1、要旨 所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者への働き分（自家労賃）を必要経費に算入できるよう、国に意見書を提出すること。 2、理由 所得税法第 56 条は、事業主の家族従業者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認めないことを規定している。事業主が家業を共に行う家族に給与を支払った事実があっても、配偶者は 86 万円、配偶者以外の親族は 50 万円の専従者控除しか必要経費として計上できない。 これを正すべき理由は以下の通りである。 一、 このわずかな控除額が家族従業者の収入とみなされ、ローンを組む際や休業の補償を計算する際などに不利益を被ることになる。56 条の規定は、家族従業者の社会的・経済的自立を妨げる要因となっている。 二、 働きに対する正当な対価を税法が認めないのは、家族従業者の人権を侵害している。国連女性差別撤廃委員会は、「家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法 56 条を改正すること」を勧告した。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国なども自家労賃を経費として認めており、所得税法第 56 条が世界の流れから取り残されていることは明らかである。 三、 税法上、「青色申告」をすれば自家労賃を経費にすることができる。申告区分によって、同じ労働に対する対価の扱いを変える制度には矛盾がある。 また、所得税法第 56 条が必要な理由として、恣意的に所得が分割されるといわれるが、同様のことは青色申告でも起こりえる。白色申告者に限って、家族内での恣意的な所得分割を理由に自家労賃を認めない理由はないことを申し添える。 茨城県内ではつくばみらい市、石岡市、土浦市、つくば市、かすみがうら市の 5 市議会と阿見町議会が、全国では 11 県を含む 587 の自治体（令和 8 年 6 月 8 日現在）が所得税法第 56 条見直しの意見書を採択して国に提出している。貴議会においても、主旨を十分にご理解頂き、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたいと請願する。	茨城県水戸市見川 5 丁目 127-281 茨城県商工団体連合会婦人部協議会 請願代表者 関口 文子 外 256 名	江 尻 加 那 う の の ぶ こ	○事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の取扱い 1 原則（所得税法第 56 条） 生計を一にする配偶者その他の親族が事業者の営む事業に従事した場合に、事業者が当該親族に支払った対価（給与）は、事業者の必要経費に算入しない。 2 事業に専従する親族がある場合の特例（所得税法第 57 条） (1) 青色申告者の専従者給与の特例 青色申告者の場合は、事業に専従する配偶者その他の親族に支払った給与を事業者の必要経費に算入する。 (2) 白色申告者の事業専従者控除 白色申告者（青色申告者以外の者）の場合は、次のいずれか低い額を事業者の必要経費とみなす。 ① 事業専従者が配偶者の場合は 86 万円、配偶者以外の場合は 50 万円 ② 事業専従者控除前の事業所得 ÷（事業専従者数 + 1） （参考）青色申告と白色申告との申告手続及び添付書類の主な相違点 (1) 青色申告 ① 税務署長の承認が必要。 （その年の 3 月 15 日までに申請書を提出） ② 複式簿記により作成した帳簿・証憑書類を 7 年間保存する。 （ただし、所得が 300 万円以下の場合は簡易帳簿でも可。） (2) 白色申告 ① 税務署長の承認は不要。 ② 複式簿記は不要。ただし、収入金額や必要経費について簡易な方法による記帳等は必要であり、7 年間保存する。